

令和5年11月20日開会
令和5年11月20日閉会

令和5年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和5年11月 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~  
**議 事 日 程**

令和5年11月20日 午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第13号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第14号 令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）  
議案第15号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第13号～議案第15号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~  
本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5
日程追加 閉会中の継続審査について

~~~~~  
**出席議員（16人）**

1番 土光 均      2番 奥岩 浩基      3番 今城 雅子

|     |    |    |     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| 4番  | 中田 | 利幸 | 5番  | 戸田 | 隆次 | 6番  | 稲田 | 清  |
| 7番  | 渡辺 | 穰爾 | 8番  | 荒井 | 秀行 | 9番  | 森岡 | 俊夫 |
| 10番 | 山路 | 有  | 11番 | 米本 | 隆記 | 12番 | 景山 | 浩  |
| 13番 | 勝部 | 俊徳 | 14番 | 山本 | 芳昭 | 15番 | 中原 | 信男 |
| 16番 | 三好 | 晋也 |     |    |    |     |    |    |

~~~~~  
欠席議員（0人）
 ~~~~~

~~~~~  
説明のため出席した者
 ~~~~~

|               |       |    |    |           |        |    |     |
|---------------|-------|----|----|-----------|--------|----|-----|
| 管理者           | 米子市長  | 伊木 | 隆司 | 副管理者      | 境港市長   | 伊達 | 憲太郎 |
| 副管理者          | 日吉津村長 | 中田 | 達彦 | 〃         | 大山町長   | 竹口 | 大紀  |
| 〃             | 南部町長  | 陶山 | 清孝 | 〃         | 伯耆町長   | 森安 | 保   |
| 〃             | 日南町長  | 中村 | 英明 | 〃         | 日野町長   | 塚田 | 淳一  |
| 〃             | 江府町長  | 白石 | 祐治 | 〃         | 米子市副市長 | 伊澤 | 勇人  |
| 事務局長          |       | 三上 | 洋  | 消防局長      |        | 赤川 | 紀夫  |
| 消防局参事兼米子消防署長  |       | 安達 | 憲吾 | 事務局総務課長   |        | 矢野 | 伴典  |
| 消防局総務課長       |       | 岩田 | 幸博 | 事務局施設管理課長 |        | 本池 | 将   |
| 事務局ごみ処理施設整備課長 |       | 生田 | 公志 | 消防局予防課長   |        | 後藤 | 典明  |
| 消防局警防課長       |       | 吉木 | 和宏 | 消防局指令課長   |        | 生田 | 圭一郎 |

事務局総務課入札財政  
担当課長補佐 三原 剛

~~~~~

議 会 担 当 職 員

書 記 長 瀬 尻 か お り 書 記 近 藤 隆

~~~~~

### 午 後 1 時 0 0 分 開 会

**○稲田議長** これより、令和5年11月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○稲田議長 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので御了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので御了承願います。

次に、議会閉会中に任期満了となりました総務消防常任委員会、民生環境常任委員会及び議会運営委員会の委員につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、お手元に配付しております委員会委員選任名簿のとおり指名し、選任を行いましたので御報告いたします。

次に、議会閉会中に、総務消防常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に山路議員、副委員長に渡辺議員が、また、ごみ処理施設等調査特別委員会では、副委員長の互選が行われ、副委員長に山本議員が決定した旨の届出がありましたので御報告いたします。

また、本日、開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に今城議員、副委員長に米本議員が決定した旨の届出がありましたので御報告いたします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第1 会議録署名議員の指名

○**稲田議長** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第157条の規定により、8番、荒井議員及び12番、景山議員を指名いたします。

~~~~~

第2 会期の決定

○**稲田議長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第3 議案第13号～議案第15号

○**稲田議長** 次に、日程第3、議案第13号から第15号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○**伊木管理者**（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第13号から議案第15号までの3議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、一部改正されたことに伴い、蓄電池設備等に係る基準に関する規定を整備するとともに、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。

次に、議案第14号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）については、電子決裁システム構築業務委託の支出に係る債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第15号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定に

つきましては、一般会計の決算について監査委員の審査を経ましたので、その意見書を付し、認定をお願いするものでございます。

以上、各議案につきまして、御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○**稲田議長** 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、勝部議員。

○**勝部議員** それでは通告によりまして一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

私1点出しております。最近はいわゆる無人航空機、いわゆるドローンですね、これの活用についてどのような対応をされているのか、また、今後の対応についてどのようにされるのかお伺い申し上げたいと思います。

御案内のように、令和4年4月現在で全国では429消防本部、59.3%でドローンが導入活用をされております。またドローンは、大規模災害やそれから空から見ていろいろ状況の把握がしやすいとか、それから消防庁におきましても、平成30年には消防防災分野におけるドローンの活用の手引きというふうなものを改定されておりますので、このような見地で御質問を申し上げたいと思います。

まず1点目、災害対応のドローン。いわゆる上空からの映像や赤外線カメラの映像が使用できて撮影できるドローンの保有状況並びに活用状況についてお伺いを申し上げたいと存じます。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** 映像や赤外線カメラの映像を使用できる災害対応ドローンの保有状況並びに活用状況についてのお尋ねでございますが、当局では2機のドローンを保有しているところでございます。

1機は消防庁から無償使用で貸与された災害対応ドローンで、映像カメラについては上空から可視光映像と赤外線映像が確認できる2種類のレンズが搭載されているものでございます。

もう1機につきましては、警防活動資機材として予算購入したもので、可視光映像のみとなっているところでございます。

活用状況につきましては、火災の状況の確認、また山岳遭難者の捜索で飛行させた実績がございます。以上でございます。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 2点目のお尋ねを申し上げたいと存じます。

この搭載カメラというものは、防水性能3級、いわゆる0級から8級までJ I S級でありますけれども、その3級以上であるか。いわゆる水の散水に対しての、その防御機能があるかどうかのそういうもの、あるいは動画撮影機能及び撮影した動画を現場で有効活用できるのか。この2点が起債対象になりますけれども、この点についてお伺いいたします。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** 防水性能についてのお尋ねでございますが、消防庁より無償使用で配備された1機が、防水性能3級となっております。

現場での動画の有効活用についてでございますが、カメラ動画を指揮車に積載されているモニターに出力することにより、現場での情報集約において有効活用ができていますというふうに考えております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** それでは、この運用後におきまして、現在の段階で判明いたしました問題あるいは課題、あるいはその効果と御感想などをお述べいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** 運用後に判明いたしました問題や課題、効果等についてのお尋ねでございますが、運用後に判明した問題につきましては現時点では特にございませんが、気象条件により運航可否が左右されることが懸念されるところでございます。また、大規模災害時には無人航空機がふくそうすることが予想されまして、運航調整が必要となるのが今後の課題となると考えております。

運用効果といたしましては、上空からの広範囲な情報が入手可能になることでございます。以上でございます。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** それでは4点目でございますけれども、いわゆる無人航空機を操縦する場合には、昨年2022年の12月の5日に航空法等の一部改正等がなされておまして、この国による民間資格制度から国家資格制度への一部移行がなされておりますけれども、これに対する必要な知識及び能力を、いわゆる委託機関、いわゆる車検工場みたいなところに行かせて、職員の皆様を研修するような取組とか試験への取組、この現状をお伺いを申し上げたいと存じます。よろしくお伺いいたします。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** 操縦士ライセンス制度への講習会参加や試験への取組の状況についてのお尋ねでございますが、現行の制度では、当局の消防業務においては操縦士ライセンスがなくても操縦可能となっているところでございます。しかしながら今後、航空法の改正等で操縦士ライセンスが必要になれば、ライセンス取得や運用方法の変更に

ついて検討してまいりたいというふうに考えております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** この点に追加の御質問でございますけれども、私が申し上げたのは、いわゆるレベル4における国家試験に対する取組はどうかというふうに申し上げればよかったですけれども。一般的に全てが要るわけではないのですけれども、私が御質問申し上げたのは、今後、いわゆる操縦ライセンス制度の取得制度の、新たに飛行可能なレベル4。レベル4というのは、御案内のように第三者の上空で補助者なしの目視外飛行ができるために創設されたものであって、このレベル4に対する、資格取得に対する考え方を再度お伺いをしたいと存じます。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** レベル4の資格取得ということでございますけれども、当局の現在のドローンの運用におきましては、レベル4の運用については現在考慮していない状況でございます。また、レベル4等の運用が必要となった場合には、ライセンス取得について検討してまいりたいというふうに考えております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** それで、今、2機保有されておるということでございますけれども、これに対するランニングコストとか、その更新及び今後の配置計画とか、このような計画とかはどのようになっているのか、その点についてお答えいただきたいと存じます。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** ランニングコストと更新並びに充足、配置計画についてのお尋ねでございますが、ランニングコストにつきましては、損害賠償保険料、通信費、消耗品となりますバッテリー、プロペラの交換費、機体の点検費がかかります。保有する2機分で年間約70万円が必要となります。

更新につきましては、最初に導入したドローンは既に製造が終了しておりまして、補修交換部品の供給が困難となっておりますが、補修及び修理可能な状態まで使用し、メーカーでの対応が不可能となった時点で検討することとしております。

充足及び配置計画につきましては、現在保有する2機での運用効果を見て、必要であれば追加の配置を検討していくこととしております。以上でございます。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 最後の御質問になりますけれども、ドローン活用で、いわゆる被災状況じゃなくて、消火栓の延長状況とか隊員の配備状況とか活動状況とか、そういうものは非常に情報が早く入ると思いますので、いわゆる情報収集を専門とするような部署を今後、御当局で新設するとか、そういう考え方はないのかどうかお伺い申し上げたいと存じます。

○**稲田議長** 吉木消防局警防課長。

○**吉木消防局警防課長** 高度なシステム構築や情報収集を専門とする部署の新設につい

てのお尋ねでございますが、このたび、総務省消防庁より無償使用で導入したハイスペックドローンにより、大規模災害時に災害状況や活動状況を消防局災害対策室及び総務省消防庁に映像での送信、現場の状況が瞬時に把握可能なシステムが構築されたところでございます。ドローンの運用につきましては、現在、消防局指揮支援隊での運用を行っております。新たに情報収集を専門とする部署の新設については考えてはおりません。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 以上で一般質問を終わります

○**稲田議長** 次に、土光議員。

○**土光議員** まず最初に、事前の発言通告で1つ、次期一般廃棄物処理施設について。それから2つ目として、原子力防災計画において消防局の果たす役割について、としていましたが、都合により質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。

最初に、原子力防災計画において消防局の果たす役割についてお聞きします。原子力防災計画によると、島根原発で事故があり全面緊急事態、そして放射性物質の放出を最大1時間当たり500マイクロシーベルトになるまで屋内退避指示が出て、住民は屋内退避を強いられるというふうになっています。この間の消防局の体制について、以下質問します。

まず1つ目、屋内退避指示が出された場合、消防局の取る体制はどのようになっているのでしょうか。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 屋内避難時の消防の対応についての御質問でございますが、消防といたしましては、屋内避難の指示に合わせまして消防署内で待機しつつ、国、県、市町村と情報共有を行いながら、発生する災害に対し、隊員の被曝管理を徹底した上で消防活動に従事することとしております。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** 屋内退避中に最大500マイクロシーベルト1時間当たり空間線量が想定されますが、その間、住民から救急消防要請があったとき、通常どおり対応すると理解してよろしいのでしょうか。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 空間線量と消防活動に対する御質問と捉えさせていただいて回答させていただきますが、議員御指摘のとおり、空間線量の値は消防活動に大変大きな影響を与えるところでございます。その上で重要なのは、どのような被曝対策を取るかということでありまして。当局といたしましては、被曝管理の原則、これは時間、距離、遮蔽であります。これを徹底するとともに、状況に応じまして、状況が悪化する場合には専門家の助言をいただくなどして、可能な限りの活動を継続するところでございます。

○**稲田議長** 土光議員。

○土光議員 屋内退避、この期間は数日にわたることも想定されています。事前に住民は最低3日間の飲食物の備蓄は要請されていますが、必ずしも全世帯が備蓄しているとは限らないし、場合によっては3日を超える屋内退避期間の場合があり、飲食物が底をつくということも想定されます。その場合、消防局として飲食物の各家庭への配布等何らかの支援体制を考えているのでしょうか。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防における飲食物の配布等に関する御質問に対してお答えさせていただきます。消防の活動は、この原子力災害に関わらずどのような災害でも、どのような状況下でも、人命救助や負傷者の搬送、そして火災の消火が最優先でありまして、これに備えるべきことだと考えております。よりまして、消防の任務として飲食物の配布等の支援は想定しておりません。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 消防局の役割からして、そういった優先順位というのは私も理解ができません。それから広域住民避難計画では、避難の際、バス運転手の確保等、避難手段の確保について緊急の場合は実働部隊へ要請というふうにあります。この実働部隊には、自衛隊をはじめ消防機関も含まれるとしています。消防局として避難手段の確保に対する支援体制、どのように考えておられるのでしょうか。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 消防局としての避難支援の体制についての御質問でございますが、住民の避難につきましては基本的には県及び市が対応し、消防局といたしましては、その都度発生が予想されます負傷者の搬送などを主たる任務としていただいております。これを踏まえまして、緊急時の支援要請があった場合の体制といたしましては、現有の人員、車両、資機材等に加えまして、鳥取県より配備されております放射線測定器や防護資機材等を活用し対応することといたしております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 では、次の項目に行きます。次は、次期一般廃棄物処理施設に関して。

まず最初にお聞きしたいのは、この次期一般廃棄物処理施設の焼却施設について、これ、米子市で現在供用中の米子市クリーンセンターの頃のものとは比べて、環境面などに関し技術的に優れているところはどうかお聞きいたします。

○稲田議長 生田事務局ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 焼却施設における環境面等の技術の向上についてでございますが、米子市クリーンセンターが供用開始をされた平成14年度頃の施設と比較いたしまして、大気汚染物質の排出量削減、焼却処理技術の向上、脱炭素化の促進が図られるなど、環境面等における技術開発が進められております。

大気汚染物質の排出量削減につきましては、活性炭の吸着技術の向上や排ガスの再循環により、排ガスの量及び排ガス中の水銀、ばいじん等の削減が図られている施設がご

ざいます。

焼却処理技術の向上につきましては、燃え残りの少ない回転ストーカ式焼却炉の開発等により、最終処分量の削減が図られている施設でございます。

脱炭素化の促進につきましては、生ごみや紙くず等からメタンを回収して廃棄物エネルギーを有効活用されている施設や、熱を回収するボイラーの高効率化により、従来と比較して、より多くの電力を外部に供給している施設がございます。

また、これらの技術面の向上に加えまして、近年では地域のエネルギーセンターとしての機能、防災拠点としての機能などを備えた施設が増えております。加えまして、景観との調和に配慮した施設づくりや、環境学習機能を併せ持つ施設など、住民の皆様が集う施設づくりも進められており、ごみを処理するだけでなく、施設の多面的な活用が図られております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 この処理施設の計画に関して、中間処理施設建設候補地選定に当たり、今、中間処理施設の候補地として選ばれているところは、島根原子力発電所からUPZ圏内、つまり30キロ圏内に位置をしています。このことが、用地選定委員会及び最終決定の場であった正副管理者会議の場で考慮はされていたのでしょうか。

○稲田議長 生田課長。

○生田事務局ごみ処理施設整備課長 用地選定におけるUPZの取扱いについてでございます。UPZなどの原子力災害重点区域は、原子力災害時に備え、予防的防護措置の準備や広域避難計画を策定しておくために設けられた区域でございます。したがって、住宅や公共施設等の立地を制限するものではございません。

これを踏まえまして、第2回用地選定委員会におきまして、UPZの取扱いについて審議された結果、候補地選定の1次評価及び2次評価における評価項目としないこととされております。最終候補地評価におきましても、第2回用地選定委員会の審議結果を踏まえ、UPZについては評価項目とはされておられません。

また、令和5年3月27日に開催した正副管理者会議におきましては、用地選定委員会からの答申を適切なものと判断して候補地を選定しております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 つまり、最終的に選定される経緯を見ますと、あの場所がUPZ圏内に位置するというのは考慮されずに、ほかの様々な要素から最適だということで選定されていることとなります。私は、UPZ圏内に位置することは想定しなければならない島根原発事故、UPZ圏内ですと屋内退避や避難指示の対象区域となります。そういう場合、相当長期間にわたり正常な運転ができないことが考えられるというふうに思います。そういったリスク、そしてその対策の経済的負担などはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 U P Z 圏内に施設を配置することに関する対応についてのお尋ねというふうに思います。本組合といたしましては、万が一の原子力災害に限らず、自然災害など様々な災害による支障が生じないように、施設の運営に関しますBCP、事業継続計画でございますけれども、この策定ですとか、ごみ処理に関する周辺施設などとの相互応援協定の締結などにより対応するというふうに考えているものでございます。

また、原子力災害に起因をいたしまして発生する費用の問題でございますけれども、こちらにつきましては、原子力損害の賠償に関する法律という法律がございまして、この規定によりまして、原子力発電に関する事業を行う者がその損害を賠償することとされていることから、本組合において費用負担が生じるものではないといふふうに考えているところでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 先ほどの費用負担の考えに関して、原子力賠償法によるとありますが、これは事故が起きた後に損害に関してどのようにそれを保障していくか、そういう考え方の基にあるものです。私が聞いているのは、U P Z 圏内にそういった中間処理施設を選定して、そこで稼働させるということは、当然U P Z 圏内ですから、想定される屋内退避指示、そういった地域なので、その間、それなりの期間、正常な運転ができなくなるという可能性は考えないといけないと思っています。今度の処理施設は西部広域全体の処理施設で、要は日常的に出される家庭ごみ等を処理する施設なので、これが短期間でも稼働ができなくなれば、住民に非常に不都合、負担をかけると思います。先ほどBCPというふうに言われましたが、そういった場合にどう対応するかというのは考える必要があるのではないかとということです。そうすると、その対応の中でやはりそれなりの費用、経費が発生するというふうに私は思っているんで、その辺についてどういうふうなお考えかということをお聞きしています。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 新しい施設をU P Z 内に建設することに伴って必要となる費用負担についてのお尋ねということでございます。

現在の米子市のクリーンセンターもU P Z 圏内に設置をされているというふうに思っておりますけれども、この圏内に立地されますことに伴いまして、クリーンセンターにおかれましては特段のその対応をするような設備の設置ですとか、具体的に申し上げますと放射線を遮蔽するような設備の配備についてはされていないというふうに承知をしております。

また、今、お話に出ております島根原子力発電所に近接します松江市の一般廃棄物の処理施設、これが約5キロ圏内にあるというふうに聞いておりますけれども、こちらにつきましても同様でございまして、特段の対応はされていないというふうに聞いておりますし、また全国の中で、近年このU P Z 圏内に新たに施設を建設され供用されます施設におかれましても、これも現在3施設程度あるのではないかとというふうに思っております。

すけれども、こちらにつきましても同様に特段の配慮をされていないというふうに向っているところでは。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 松江市をはじめ他の自治体でも、UPZ圏内にそういった生活に必要なインフラを設置する場合、そういった特段の対応をしていないから、今度計画している中間処理施設についても特段の対応はしないというふうなお考えだというふうにお聞きしました。今の答弁でクリーンセンターの話が出ましたが、クリーンセンターは平成14年に稼働、要は建設が平成14年頃。で、この頃は原子力発電に関してはそれこそ安全神話が蔓延していて、事故は起きない、ただ起きて米子市には何の影響もない、そういった前提の時代でした。だからクリーンセンターを建設するときそういった配慮、発想はなかったというのは、私は不思議ではないと思います。

ところが2011年を境にして、原発があれば事故が起こるものだという想定の下に物事を考えなければならない、というのは、これはそのときに多くの方が発想転換、国もそういった発想転換で様々な原子力対応をしていると思います。だからクリーンセンターの例は、あまり例にはならないと思います。

ちょっと質問の角度を変えますが、例えばこのことに関して地元自治会、彦名校区自治連合会から要求書というのが御存じのように出ていると思います。その中でも、このUPZに存在することに関してこのように書かれています。「島根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかったのは何故なのか。30キロメートル（UPZ）圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実です。原発事故の際のリスクが評価項目に入らない事はありませんと考えます。」というふうに地元の自治会もそういった考えを示しています。当然、この施設は地元の理解を得ながら進めていくのは大前提だと思います。こういった地元の声に、どういうふうに説明して理解を得ていくおつもりでしょうか。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 原子力災害を想定しました今回の施設建設に対して、地元はどう理解を求めていくかということのお尋ねかと思いますが、私どもといたしましては、今、課長も答弁いたしましたように、UPZの取扱いにつきましては建設候補地の段階から様々な検討をさせていただいたところがございますけれども、また、この間の地元説明会におきましても、口頭ではございますけれども、今、課長が申しあげました説明につきましては、説明を申しあげてきたというところがございます。そういった中で、今後、意見調整委員会等の中で、また調整としての話に上がってこようかと思っておりますけれども、私どもといたしましては、万が一の原子力災害、これが発生したということで、議員がおっしゃいますように、ごみ処理施設への運営に支障が生じるという事態、これも十分承知はしております。しかしながらこの評価項目に最終的な取扱いの中で、やはり日常的に発生をいたします、要は万が一の事故よりもやはり日常的に発生をいたしま

す交通渋滞ですとか、生活環境への配慮、そのようなもののほうがやはりウエイトは重たいのではないかなど。対応としてはやはり優先をすべきではないかというふうにこの部分については考えておるところでございます。本組合といたしましては、原子力災害に限らず自然災害など様々な災害に備えた対応ですとか、地元に対しましては重ねてになりますけれども、UPZが候補地選定において考慮されなかった、用地選定委員会に考慮されなかったその理由などについて重ねて御説明をさせていただいて、建設候補地の地元に対して丁寧に説明をして参りたいというふうに考えておるところでございます。

○稲田議長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 ちょっと今の答弁は私のほうで補足させていただきます。誤解があつてはなりませんので。

先ほど土光議員は、用地選定の経過で評価されなかったということで検討されなかったというふうにおっしゃいましたが、冒頭の答弁で申し上げましたとおり、第2回の用地選定委員会においてUPZについてどうするのかということをしかり御審議いただいて、そして具体的な評価項目とする必要がないというふうな評価をしていただいたと、このようにぜひ御理解いただきたいと思います。したがって、用地選定委員会で全く考慮されなかったというわけではなくて、検討するテーブルに上げた上で、評価項目として上げる必要がないという評価をされたと、このように我々は理解しておりますので、その点、誤解があつてはなりませんので、私のほうで補足の答弁をしておきます。先ほど局長のほうも、考慮されなかったという表現を使いましたが、これは誤りでありますので、私のほうで訂正させていただきます。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 私も、用地選定委員会でUPZ圏内の候補地を選ぶことに関しては議論をされた、それは存じております。だからその点に関しては、私は誤解はしていません。だから用地選定委員会では、それは建設後のBCPとかそういったことで対応するから、用地選定委員会で選ぶときの点数化評価項目、それは入れない。そういう前提で点数化されて。だから別の言い方をすると、用地選定委員会は、UPZ圏内にあるということは除外して、それ以外の評価項目で検討した。で、それを受けて最終的な決定、正副管理者会議でもUPZ圏内に存在するということは念頭に置かずに最終決定したということ。それは、その考え方は先ほどの答弁でウエイトの違いというふうにおっしゃって、そうなのかもしれませんが、先ほど紹介した地元自治会の要求書の中で、原発事故の際のリスク評価が評価項目に入らないことはあり得ない、つまりウエイトの考え方の違い、そこを地元の自治会も指摘しているのだと思います。これに関しては、ほかのいろんな要求とかありますから、意見調整委員会で議論されて、地元自治会ともこれからいろいろ議論されると思います。

一つ確認をしたいのですが、今後開催される意見調整委員会で、このUPZ圏内に存在するということ、つまり地元自治会は要求している、そういったことも議論の対象に

なるというふうに思っよるしいですか。

○**稲田議長** 生田課長。

○**生田事務局ごみ処理施設整備課長** U P Z 圏内に設置する施設ということで、これは地元の要求書のほうにも記載されている項目でございますので、その議論も一つの内容となろうかと思っています。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** これで終わります。

~~~~~

## 第 5 議案第 1 3 号～議案第 1 5 号

○**稲田議長** 以上で組合事務一般に対する質問は終わりました。

次に、日程第 5、議案第 1 3 号から第 1 5 号までの 3 件を一括して議題といたします。

これより、3 件に対する質疑に入ります。通告による質疑はありませんでした。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております 3 件の議案のうち、議案第 1 3 号につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務消防常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第 1 4 号につきましては、予算審査特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。議案第 1 5 号につきましては、7 名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、7 名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、組合議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、1 番、土光議員、3 番、今城議員、7 番、渡辺議員、9 番、森岡議員、1 0 番、山路議員、1 2 番、景山議員、1 6 番、三好議員、以上 7 名を指名し、選任いたします。

正副委員長の互選及び委員会審査のため暫時休憩いたします。

**午後 1 時 4 1 分 休 憩**

## 午後2時48分 再開

**○稲田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、民生環境常任委員会では、委員長に奥岩議員、副委員長に勝部議員が、また、決算審査特別委員会では、委員長に渡辺議員、副委員長に森岡議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたので、御報告いたします。

これより、2件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。山路委員長。

**○山路総務消防常任委員長（登壇）** 失礼します。総務消防常任委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○稲田議長** 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。奥岩委員長。

**○奥岩予算審査特別委員長（登壇）** 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査いたしました結果、議案第14号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）については、全会一致で、可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○稲田議長** 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田議長** 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、2件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補

正第1回)を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

日程追加 閉会中の継続審査

○**稲田議長** それでは、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議案第15号について、決算審査特別委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

#### 閉 会

○**稲田議長** 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年11月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時53分 閉 会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 稲 田 清

同 議員 荒 井 秀 行

同 議員 景 山 浩